

ただちに市民意向調査を

寺田 元子 議員

問：総事業費 64 億円もの大型事業である新庁舎建設が、市側と議会主導で進められ、市民はカヤの外に置かれている。本年 3 月議会で市長は「早期に市民意向調査を行う」と答弁しているが、いまだに実施されず、極めて不誠実な態度ではないか。16 年 12 月議会においても「庁舎建設は市民の意見を聴きながら進めていく」と言いながら実施していない。

ただちに市民意向調査を行うべきではないか。

答：合併協議において、合併特例債を活用した共通事業として合意されており、市議会新庁舎問題調査特別委員会からも、昨年 12 月「建て替えの必要性がある」との中間報告が出されている。

行政内部で検討を重ね、9 月 4 日に市の考え方を示したところである。

今後、現庁舎の課題や建て替えの必要性・新庁舎に盛り込むべき機能・併設する施設・財政見通しを市民に示す中で、意向調査を実施したい。

後期高齢者医療制度について

寺田 元子 議員

問：来年度から始まる後期高齢者医療制度は、75 歳以上のすべての高齢者を対象に、扶養されている人の年金からも医

療保険料を差し引く制度で、高齢者は嘆いている。実施主体の広域連合と国県に対して、以下のことを求めるべきではないか。

①生活保護基準以下の高齢者からは徴収しないこと。

②滞納を理由に資格証明書を発行しないこと。

③低所得者への独自の減免制度を作ること。

④高齢者への診療報酬の定額制を行わないこと。

答：①生活保護基準は、世帯人数や年齢、障害の有無等で異なり、個人の年金収入額だけでは判断できない。年金の少ない人からは特別徴収されないことになっている。

②一律な資格証明書の交付には問題があり、今後広域連合との協議の場で、柔軟な取り扱いを求めている。

③災害や所得の激減など特別な事情に対する独自の減免制度は、広域連合で検討される。

④国において、定額制を含め診療報酬体系の見直しが論議されており、中央社会保険医療協議会で検討される予定である。

財政健全化法と本市の財政運営は

岡崎 敏彦 議員

問：「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立した。法では実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の 4 指標について、監査委員の審査と議会への報告を義務づけている。

今後は 4 指標に基づく「早期健全化基準」や「財政再生基準」を意識した財政運営が必要となるが、法の施行に向け本市の財政状況とこれからの財政運営をどのように考えているのか。

答：今回の法は、従来の普通会計のみによる財政分析でなく、公営事業、公社、第 3 セクター等を含めた全体の財政状態を明らかにすることが目的だ。

本市の実質公債費比率は 14.7% で県内 3 番目。実質赤字比率は 0%。連結実質赤字比率は全会計を連結しても赤字にはならず 0%。将来負担比率は一般会計等で負担する実質的な負債で、160% となる。

今後は常に 4 指標を意識し慎重な行政執行に努める。

実質公債費比率とは？

平成 18 年度以降、地方債制度が、「許可制」から「協議制」に移行したことに伴い、その同意基準として新たに導入された財政指標で、18% を超えると地方債許可団体として、地方債を発行するための県知事許可が必要となる。

消防の広域化は

岡崎 敏彦 議員

問：国では、市民ニーズや消防を取り巻く環境変化に対応するため、管轄人口 30 万人規模をめざす消防の広域化計画が進められている。

県でもこの方針を受け、平成 10 年に示した県内 5 ブロック案を基に広域化推進計画



設置された(大型は直進)看板

を今年度中に策定するようだ。策定委員会での議論の中身はどうなのか。

また本市は、この課題にどのような考え方で取り組んでいるのか。

答：昨年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が出され、今年度県の計画策定、5年間で広域化をめざすこととなっている。県の素案によると、本市は尾道・東広島・竹原広域の4本部での広域化案となっている。

スケールや財政規模拡大等のメリットが強調されているが、管轄区域の拡大による消防団との連携不足など何点かの危惧も考えられ、あらゆる角度から慎重に対応していくつもりだ。

時広ランプの暫々定供用開始は拙速すぎた

下西 勝彦 議員

問：時広ランプの暫々定供用開始は、R50(半径50m)と言う

危険なカーブを無理やり作り、供用開始したもので、地元への事前説明も無く、了解も得ていない。住民に大変な危険と、多大な不安を押し付けた。

国土交通省は、下木原への全線開通を優先し、暫々定のまま6年も7年も、住民に不満を押し付けるつもりか。まず時広ランプの正式ルートでの開通を要求したい。危険も騒音も、半減するはずだ。

答：三原バイパス時広ランプは、事業効果等を早期に実現させるため、5月28日暫定供用開始されたが、交通車両の大幅増加に伴い、地域住民の皆さまへ多大な迷惑をかけている。深くお詫びしたい。

騒音や危険回避の対策として、路面標示や速度規制標識の設置、「大型車は直進」という誘導看板の設置などを行っている。

正式ルートでの早期の供用開始と共に、三原バイパスの早期全線開通を、引き続き国交省に強く要望していく。

新庁舎計画を機に、福祉保健センターの本格的見直しを

下西 勝彦 議員

問：合併協議会で決定し、特別委員会も2年の調査の後、昨年12月の議会で、現庁舎付近での建て替えを中間報告。

これを受けて、理事者は9月4日、候補地を提案した。

今後、新庁舎のあり方やそこに盛り込む、付帯施設などの協議が本格化する。

そこで、まず、新保健福祉センターの建設を提案したい。サン・シープラザは、商業ビルに押し込んだ施設で、あまりに不備な面が多い。

答：サン・シープラザは、本市の保健福祉の中核拠点施設として、年間約23万人に利用されているが、商業ビルであったため、窓がない閉塞感や駐車場の不足等、問題点が指摘されている。

今後の少子高齢化に対応するため、保健・福祉部門の一層の充実を図る必要があるが、隣接するペアシティ東館の建て替えが進み、西館のあり方についても、再検討が予測される。

新庁舎建設を機に、保健福祉関連施設のあり方について、財源を含め、幅広く検討したい。

学校現場の労働安全衛生体制は

七川 義明 議員

問：「労働安全衛生法等の一部改正する法律」が成立し、施

工令・規則が示されているが、その受け止めと課題について問う。

学校現場における長時間労働者への医師による面接指導と、労働時間の実態把握について、さらに労働安全衛生の教育と体制整備は。

答：現在、学校現場における労働安全体制については、労働安全衛生法・学校保健法等の関係法令に基づき、定期健康診断やメンタルヘルス対策の推進も含め、教職員の心と体の健康保持に努めている。

今後、医師の面接指導体制を整備するとともに、過重労働による健康障害防止のための措置は重要課題と受け止め、時間外勤務削減に取り組んでいく。

衛生推進者の設置、医師による職員の健康管理、安全衛生に関する事業について、教職員の意見も聞く機会をつくり実施する。

人権教育について

七川 義明 議員

問：本年度版冊子「三原市の教育」における人権教育・学習の課題の取り組みは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」また、三原市「人権教育啓発推進指針」に基づく推進計画に沿った内容になっているのか。

教育委員会として、推進計画に取り組む現状と責務をどのように考えているか問う。

答：冊子「三原市の教育」は、本市長期総合計画において目標としている「人を育む教育文化のまち」実現をめざし、主な事業を中心に、基礎資料として編さんしたものである。

人権教育については、市民一人ひとりに人権尊重の精神が育まれることを目標に総合的な推進を図ってきた。

今後も、人権教育啓発推進計画に基づき、人権が尊重される社会の実現に取り組んでいく。

人権擁護委員推薦の経緯は

力田 忠七 議員

問：9月30日に任期満了となる4人に対して、期限であった6月定例会に諮ることができなかった理由は。

候補者推薦の過程で、任期満了となる委員に対し公正・公平な配慮はなされたか、事前説明は十分尽くされたのか、さらに今回の委員候補推薦の過程を反省し、人権擁護行政の信頼回復に努めるべきと考えるが対応は。

答：推薦に一定の基準を設け、市域全体のバランスを考慮し、本年5月に推薦基準を定め、9月30日で任期満了となる委員から適用することとした。

本年度から地域性を考慮して推薦することにしたが、調整に時間を要し、6月議会へ諮ることができなかった。今回の手続き上の不備について

お詫びする。

今後は早い時期に、人権擁護委員会や法務局との連携を、より一層緊密にして行きたい。

人権擁護委員定数の増加について

力田 忠七 議員

問：人権擁護委員の業務は、人権相談活動と啓発活動に加え、世相の荒廃等で人権擁護活動が質・量とも増加傾向にある。

8月29日に、三原市人権擁護委員会は、合併当初の委員定数21人に近づけるよう、委員定数増を今回の任期満了に反映されたいとの要望書を、市長に提出したが、市から何ら回答がない。要望書の趣旨についてどのように考えているのか。

答：人権擁護委員定数は、本市の人口規模では12人となり、合併調整事項では「新市の定数は12人。当分の間現行の21人で実施し、合併後3年間に、特別定数（15人以内）となるよう協議調整する」とされている。

これを受け、本年度から委員の特別定数は15人となった。

今後、合併協議での調整経緯を踏まえながら、人権擁護委員の活動実態などを考慮し、委員定数の適正な設定と、定数の見直しを実施する時期について、検討したいと考えている。